平成２６年（フ）第１０５号
岐阜県大垣市牧野町３丁目143番地２　牧野荘６号
債務者　福士　友幸
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
長野県下伊那郡松川町上片桐3405番地
債務者　北村　和彦
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人下平法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月25日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第４３号
盛岡市永井23地割４番地19　カサブランキータ101号
債務者　老田　　仁
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月21日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第８７９号
埼玉県草加市新里町468－４
債務者　田中　裕美
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９６号
東京都杉並区天沼１丁目５－５－110
債務者　小山田耕子
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０１号
千葉県千葉市美浜区真砂３丁目12　５棟401
債務者　貴島　聡子（旧姓吉尾）
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０３号
東京都新宿区西落合２丁目10－２－101
債務者　伊吹　　淳
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０４号
埼玉県本庄市小島２丁目４－12－202
債務者　佐藤　雄海
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９１７号
東京都練馬区谷原５丁目10－８－201
債務者　鈴木　秀雄
1　決定年月日時　平成27年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２６号
埼玉県川越市新富町２丁目29－11－201
債務者　高橋　秀一
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９２８号
東京都板橋区徳丸８丁目15－８　第３サンマリノタナカ102
債務者　川田　幸代（旧姓奥）
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３４号
神奈川県横浜市神奈川区菅田町433－２　マキシムＩＫ８－203
債務者　相磯　瑞紀
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３５号
東京都荒川区南千住５丁目３－７－201
債務者　臼井　　渚
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９３９号
東京都江戸川区北葛西４丁目５－２－107　エスペランサ・ムラタⅡ
債務者　浅場　哲夫
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５０号
東京都江戸川区西葛西５丁目10－26－614
債務者　玉置　真司
1　決定年月日時　平成27年２月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部